

<川越市>

「川越市・市道不正認定住民訴訟」

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

—第6回公判(2月20日)傍聴記—

「あなたは川越市長を訴えていますね？」

原告団市民に圧力をかける無法者・川合善明市長！！

川越市の市道 5565 号（寺尾大仙波線）を巡る、川越市民 23 名による住民訴訟（平成 30 年（行ウ）第 10 号事件）の 6 回目の公判が、2 月 20 日 11 時 10 分、さいたま地裁 C 棟 105 法廷にて開かれた。

川合市長から原告市民への「電話と直筆書簡！」

その驚愕の回答要求とは…！？

今回は裁判の内容をお伝えする前に、驚愕のエピソードを紹介したい。

川合善明市長が、本件住民訴訟の原告住民ら各個人宛に送り付けた直筆の書簡である。

手紙の封筒の表・裏、返信用封筒

私信であるため手紙本文の公開は差し控えるが、その内容は本件住民訴訟の原告となったのは、自分の意志によるものかを確認する「アンケート形式の通知」である。しかも、その回答書を「自分の意思に反した訴えだった証拠」として裁判所に、提出するというのである。

実は川合市長は、この手紙を出す前に原告市民のひとりである男性に直接、電話をかけて「**あなたが市長である私を訴えたんですね？**」と問い質していたことが、この市民への取材でわかった。

通常、裁判では原告・被告とも弁護士が代理人となって進められる。民事事件での本人訴訟（**弁護士を立てずに自分で裁判をする**）という場合ならともかく、原告・被告の双方が弁護士を立てての裁判では、一方が他方に言いたいことがあれば、弁護士を介して伝えることになっており直接連絡や接触することは、訴訟手続を混乱させるおそれがあるため控えるべきとされている。

補助参加人（実質的には被告）として裁判手続に参加している立場とはいえ、川合善明氏は埼玉弁護士会に登録する本物の弁護士だ。当然、このルールを知っている。（本件住民訴訟のことで原告の誰かと話をしたいということであれば、原告市民らの代理人となっている清水勉弁護士か出口かおり弁護士を介してということになることを、川合氏は知っているはずだ）

ところが…驚いたことに…川合氏は、清水弁護士も出口弁護士も無視して、直接「原告市民らに連絡をしていた」のだ！

川合氏は本件住民訴訟に参加しているので、原告になっている市民全員の氏名と住所を知っている。川合氏はその中に自分が知っている某男性市民の名を見つけた。「**この野郎！**」と思ったかどうかは知らないが、なんと川合氏は、その男性市民に電話をかけ「**あなたが市長の私を訴えたんですね？**」と確認したのである。一市民としては現職の市長本人から電話がかかってくるだけでも驚くのに、このような質問をされれば威圧を感じても当然だ。

しかも、この男性市民は、川越市が助成金を出している団体の関係者だ。川合氏が彼の名を事前に知っていたのも、その事情があったからだと思われるが、川合氏はそれを承知の上で電話したのである。市長に睨まれて関係団体に、補助金が出なくなるようなことになれば大変だ。

この男性市民は原告になっていることを否定するしかない。「**裁判をやっているなんて知らない。知り合いに頼まれて白紙委任状に署名したことがある**」（住民らが署名したのは白紙委任状ではない。そのことは、裁判所に提出した書類を見ればすぐわかることだ。）と、市長に釈明するのが精一杯であったのだろう。そして、彼は原告を辞める手続きを原告代理人の清水弁護士に頼んだのである。

1人の「**原告降ろし**」に簡単に成功した川合氏（繰り返して注記しておくが、川合氏は本物の弁護士である…）は、自分がした掟破りを「**やり過ぎたかな…**」と反省す

るどころか、これに味を占め、川合氏も苦手とする1人の男性を除いた原告全員に、「**あなたも白紙委任状に署名押印しただけではないですか？**」という問い合わせの手紙を書き送った。現職の市長から裁判のことで直接、手紙が来れば原告になっている市民の誰もが驚き、不安感に駆られるだろう。

「**原告をやめた方がいいのかもしれない**」という気後れした気持ちにもなる。

原告市民らが本当に白紙委任状に署名したのかを確認したければ、川合氏が裁判所で本件訴訟事件の記録を閲覧して、裁判所に提出された原告らの委任状を確認すればすぐに判ることだ。

これをすることなく、代理人弁護士を無視して、1人を除く原告全員に直接、手紙を送った。この川合氏の行為は「**露骨な裁判妨害**」である。

すでに始まっている裁判を潰そうと企むなど、まるで外国映画に出てくるマフィアのような卑劣極まる手段だが、これが自治体首長の言動なのだから異常としか言いようがない。しかも、前述の通り川合氏は本物の弁護士でもあるのだから、この無法の振る舞いは言語道断で、弁護士としての「**懲戒請求対象になり得る**」だろう。

無法者・川合市長自身は上機嫌！？ 自らの問題行動の自覚は一切なし！

しかし、より深刻な問題は、川合氏には自分のしたことが弁護士倫理に反するという自覚が全くないことだ。それが明白になったのは、本件住民訴訟第6回口頭弁論期日があった2月20日における「**ふたつの場面**」である。

本件住民訴訟の前の裁判が予定時間より少し長引き、本件裁判の開廷時間が遅れ気味になっていた。法廷前の廊下には本件原告らと傍聴に参加した市民と本紙関係者が溢れていた。すると、そこに現れた川合氏は、松本（本紙社主）を見つけると「**こんにちは～**」などと笑顔さえ浮かべて挨拶をしたのである。

公人としての自身のブログで「**松本**」と川越市民でもある本紙社主を呼び捨て「**川越の恥**」とまで罵った川合氏が、その宿敵である本紙社主に朗らかな挨拶とは…。これには本紙記者や傍聴人も「**あ然**」とし、本紙社主も思わず苦笑いするしかなかった。

もうひとつの場面は、今回の裁判が閉廷した直後の法廷内である。

裁判官と出廷者たちが退出した後、書類をカバンにしまっている清水弁護士のもとに川合善明氏がやって来て、清水弁護士に話しかけたのである。

近くにいた傍聴人は川合氏の言葉に耳を疑った。川合氏は薄笑いを浮かべながら清水弁護士にこう言ったというのだ。

「先生（清水弁護士）、原告のなかに裁判になると知らされないまま白紙に署名した人がいましたから、気をつけたほうがいいですよ」

川合氏は、清水弁護士が「手紙」のことを知らないと思い、わざわざ言いつけにきたのである。川合氏の暴挙を事前に知っていた清水弁護士は、苦笑するしかなかった。

本紙社主への笑顔の挨拶と清水弁護士への進言、川合氏のこのふたつの行動を心理学的に分析すれば、これらは川合氏にとっての「勝利宣言」なのである。

原告市民の男性が、不本意ながらも裁判から降りたことで、川合氏は「**これで雪崩を打って原告が次々におり、裁判は無効になるだろう**」と信じたのだろう。

その決めつけによる優越感が、本紙社主に対する笑顔の挨拶となり、原告代理人・清水弁護士への余裕の警告となって現れたのである。

これらのことから浮上するのは、川合氏はそもそも自身の言動の善悪の区別さえつかない性格なのではないかという疑惑である。

この疑惑が事実だとすれば、これまで本紙が追及してきた川合氏と川合市政の数々の不正の疑惑も、すべて辻褃が合う。自らの行い、つまり法や社会に反する言動それ自体を、悪いことだと理解した上で実行する確信犯としてではなく、善悪の区別がつかない人間がやる場合、その本人は最初から「**なにが悪いのか**」判っていないのだから、何度繰り返しても平気なのである。

前記の通り、本紙を名指しで呼び捨て罵倒しながら、その当人に笑顔で挨拶するなどという常軌を逸したかにさえ思える川合氏の行動律も、善悪の区別がつかない人間のしたこととみれば、当然のことなのだろう。

しかし、善悪の区別がつかない市長の存在は健全な市民社会にとって当然であるはずがなく、有害以外の何ものでもない。

日付も受付印もない公文書！？

さて、前置きが長くなったが、前述の「**善悪の区別がつかない**」としか思えない川合市長による市政と、この日の裁判は大いに関係がある。

2月20日の第6回口頭弁論期日では、被告川越市長の代理人弁護士が、当然あるはずの文書の写しをやっと提出した。それは、「市道0099号線（都市計画道路寺尾大仙波線）事業協力時は、下記内容で代替地として買い受けることを承諾します。」と印刷された書面に署名押印した2通の承諾書だ。

清水弁護士がこの文書に次々と疑問を呈した。

「裁判長、この文書は市民から役所に提出されたものだから、市に原本がないのはおかしい。原本を提出させるべきです。」

「日付が書いてないのもおかしい。本人が書き忘れても、市で受け取るとき日付欄が空欄になっていることに気づいて日付を書き入れさせるはずだ。」

「書き入れさせるのを忘れたとしても、私人が提出した文書を役所が受け取れば、役所として管理すべき公文書になるので、受付のときに日付と受付番号を書いた受付印が押されるはずなのに、この文書にはない。おかしい…。」と指摘。

被告川越市長の代理人弁護士は自治体行政に詳しい弁護士だ。受付の整理番号が押印されていないことがおかしいことに気づいていたはずだ。裁判長に原本を提出するよう促された被告川越市長の代理人弁護士は渋々応じていた。

補助参加している齊木親子の代理人弁護士に対しても、裁判長から「平成 23 年 7 月 27 日の川越市土地開発公社理事会議事録に出て来る元市議会議員こそ、補助参加人の齊木元市議ではないか」という質問に答えるよう指摘があった。

齊木元市議は既に逃げ腰になっている。

いつものように閉廷後、裁判の内容を傍聴人にわかりやすく話してくれた清水・出口両弁護士の解説を引用する。

<出口かおり弁護士>

「前回(第5回)との大きな違いは、本件市道に面して配置された2軒のお宅(T家とM家)について、代替地取得の承諾書の作成日付が空欄であった、ということがわかった点です。それから、最初は代替え地を申請しながら、途中で撤回したという謎の世帯については、代替地取得の承諾書自体を市は貰っていないという回答がありました。」

すると、この市道を作らなければならなかった理由として市が主張している『3軒分の土地を用意していたら、1軒が途中で取りやめた』というのが本当かどうか、いまだにわからない状況だということになります。そして、現在もこの市道に面して実在しているT家とM家について、代替地を承諾する公文書の作成日が空欄だということは、当時にこの書類が存在したかどうか不明のままということになります。」

<清水勉弁護士>

「役所というところは多くの人が組織的に仕事をするところです。一人でやっているわけではないので、外部から受け取った書類すべてに受付の日付や整理番号をつけるんです。その手続きがあるから、人事異動で担当者が変わっても組織として対応ができる。たとえば、市民からの申請書に日付の書き忘れというような記載漏れがあったとしても、書面自体には必ず受付印が押されます。その受付印と同じ整理番号が台帳に記録されるので、後から書類を探したり、逆に書類がなくなったというようなことがわかるんです。だから、日付どこか受

付印が存在しない公文書などあり得ません。ところが、今回、市から出て来た書類には日付欄が空欄になっているだけでなく、その受付印さえない。」

川合市長と親しい元市議に経済的な便宜をはかる目的で、本来なら「私道」であるべき道を「市道」と認定した不法行為であり、そのためには架空の代替地希望者をでっち上げたのではないかと追及する原告市民。

これに対して被告である川越市長の代理人弁護士は、「いやいや…最初から…ほら…ちゃんと代替地の希望申請（承諾書）が、出てたんですよ」と書面を提出したのだが、その書面は「日付も受付印もない」役所ではあり得ないもので、この裁判で指摘された後に偽造した可能性さえ否定できない、お粗末なものだったのである。

善悪の区別さえつかない市長は要らない

裁判に対してさえ、このようなデタラメな対応を平然とする行政体質は、市長である川合善明という人物の指向性と無関係ではない。

善悪の区別がつく者であれば「受付印も日付も存在しない書面を証拠」として法廷に提出など出来ない。確信犯であれば、なお出来ない。逆に疑念を増すことが明らかな紙切れを、潔白の証明として堂々と裁判所に出せるのは社会常識から乖離した「善悪の区別がつかない者」だけだ。

この書類自体を作成したのが川合氏本人ではなかったとしても、被告たる川越市は、疑惑の市道が計画された当時から…ずっと川合氏である。裁判の証拠として提出するかどうかの最終的な判断は市長のほかにあるまい。すなわち、このデタラメな書類こそが「川合善明という人物」を象徴しているのである。

本稿冒頭に報じた原告市民らへの直筆書簡の一件でも明白だが、川合氏は市という自治体を、ワンマン社長の私営企業と錯覚している（もちろん、これはかなり柔らかくした表現だ）。

自分の言動を注意する相手は、すべて気に入らないという一種の幼児性、反社会性に支配された人間は、確かに社会に存在する。しかし、そのような者が権力を行使し得る公人となれば、社会は無法と無秩序に乱れ、市民たちも権力の報復を恐れ、無法に従う代わりに与えられる利権で沈黙する。

川越市の現在が、「そうっていない」と、いったい誰が言えるのか！

だが…川越市には、本件裁判で原告として立ち上がった市民たちがいる。

彼らは市長からの圧力など歯牙にもかけず、やはり権力の暴走と腐敗を許さない闘いのプロフェッショナルでもある清水弁護士と出口弁護士と共に、いよいよ「川合城」に攻め込んでゆくだろう。

**次回、本件住民訴訟裁判は、4月10日 午後1時15分に開廷となる。
川合市長も出廷予定なので、読者諸氏には是非とも傍聴をお薦めする。**

最後になったが、本紙から川合善明市長に「労いのコメント」を贈っておく。

原告市民へのお手紙には整理番号までご自身で手書きされ、さぞ夜鍋のお手間だったことでしょう。そして、回答はまだかまだかと、毎日いそいそとご自宅のポストを開けては閉じるお姿が臉に浮かび、失礼ながら失笑を禁じ得ません。

しかし、市長には残念ながら、市民たちには常識も正義もあり、正しいことと悪いことの分別がありました。

市長、本件だけに留まらず、「すべて」は司法の場で明らかになっていくでしょう。せめて現職市長としての名誉をこれ以上傷つけないために、いますぐ辞職されることを進言させていただきます。